

県内経営革新等支援機関 各位

群馬県産業経済部商政課長 上原 英之

## 創業・第二創業促進補助金の公募に係る周知について（依頼）

起業・創業を促進し、地域の新たな需要の創造や雇用の創出を図ることにより、経済を活性化させることを目的とした標記補助金（平成27年度国予算）について、下記のとおり公募が開始されましたので、対象事業者への周知に御協力をお願いします。

### 記

#### 1 補助金の概要

##### (1) 補助対象者

今回の公募については、産業競争力強化法に基づく認定市町村（第5回認定に向けて申請している市町村を含む。）での創業者のみが対象となります。ただし、提出された素案が認定されなかった場合は、採択の対象になりません。

##### ①新たに創業（地域の需要や雇用を支える事業や海外市場の獲得を念頭とした事業を、日本国内において興すもの）する者

平成27年3月2日以降に創業する者であって、補助事業完了日までに個人開業又は会社（会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社で、中小企業者を指す。）・企業組合・協業組合・特定非営利活動法人の設立を行う者。

##### ②第二創業（既に事業を営んでいる中小企業者又は特定非営利活動法人において後継者が先代から事業を引き継いだ場合に業態転換や新事業・新分野に進出するもの）を行う者

個人事業主、会社又は特定非営利活動法人であって、平成27年3月2日の6か月前の日（平成26年9月3日）から、公募開始日以降6か月以内（平成27年10月12日）かつ補助事業期間完了日までの間に事業承継を行った者又は行う予定の者。また、平成27年3月2日から補助事業期間完了日までに既存事業以外の新事業を開始することが必要です。なお、代表者の承継は親族に限りません。

##### (2) 補助対象事業

既存技術の転用、隠れた価値の発掘（新技術、設計・デザイン、アイデアの活用等を含む。）を行う新たなビジネスモデルにより、需要や雇用を創出する事業。

##### (3) 補助率等

補助対象と認められる経費の3分の2以内で、補助上限は200万円です。（第二創業において、既存事業を廃止する場合は、廃止費用として800万円。）

また、事業完了後の補助金交付となりますので、御留意ください。

※補助金の交付には、完了報告書の提出後2～3か月程度の期間が必要とされています。

※補助金額が100万円に満たない場合は、補助の対象外となります。

※金融機関からの外部資金の調達が十分見込める事業であることが必要です。

#### (4) 対象経費

##### ①人件費

##### ②事業費

起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、設備費（単価50万円（税抜）以上の設備は、原則としてリース・レンタルで調達することを推奨）、原材料費（試作品・サンプル品の製作に係るもの）、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、在庫処分費、修繕費、解体費及び処分費、原状回復費

##### ③委託費

##### ④その他

本補助対象事業実現のために中小企業庁長官が必要かつ適正と認める経費

## 2 募集期間

平成27年4月13日(月)～5月8日(金) 午後5時〔必着〕

※郵送、電子申請いずれの方法でも締め切りは同じです。

## 3 受付・問い合わせ先

**創業・第二創業促進補助金事務局**

〒104-0045

東京都中央区築地3-16-9 アーバンメイツビル2階

TEL 03-5550-1311

※募集要項、申請様式等は同事務局ホームページからダウンロードできます。

(<http://sogyo-hojo.jp/>)

## 4 留意事項

- (1) 本事業の応募にあたっては、認定経営革新等支援機関たる金融機関又は金融機関と連携した認定経営革新等支援機関による事業計画策定支援及び事業計画実行支援の確認が必要となります。
- (2) 産業競争力強化法（平成25年12月11日法律第98号）に基づく認定市町村（※1）での創業のみを対象とします。また、創業予定の認定市町村又は当該認定市町村の認定連携創業支援事業者（※2）の支援を受けた（又は現に受けている）場合及び、創業予定の認定市町村で行われる認定特定創業支援事業を受けた場合には、審査の際にそれぞれ加点されます。

※1 認定市町村は、平成27年3月27日までに創業支援事業計画の素案を提出した市区町村までを含みます。群馬県内の認定市町村は、前橋市、高崎市、桐生市、太田市、みなかみ町です。第5回認定として申請中の伊勢崎市も対象とします。

ただし、提出された素案が認定（平成27年5月中下旬予定）されなかった場合は、採択の対象とはなりません。

※2 認定連携創業支援事業者は、中小企業庁のホームページを御覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/sannkakudanantai.pdf>

### 【認定経営革新等支援機関とは】

中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う者として国から認定された機関です。

詳細は、中小企業庁ホームページをご覧ください。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>)